

たとすれば、筆録者はなぜかこの部分に賛意を表しなかつたことになるが、然し文句と嘉祥大師撰の法華義疏とを比較し、法華玄論並びに義疏と観音玄義を引用や構成の面より比較してみた場合、法華文句と観音玄義は同一者によって筆録せられたものと考へられるので、文句の筆録者が除いたといふ点は考へられ得ず、随つてこの料簡段は後世の加筆とみるべきであらう。然し前述せる如く、妙楽大師が既に引用してゐる程であるから、比較的早期の加筆ではなからうか。

【註】

- 1 正蔵 三四・一四四、C
- 2 正蔵 三四・八七九、C
- 3 正蔵 三四・四四八、A
- 4 天台大師の文献論は重要な課題であり、限られた紙数では到底論証し得ないので、別の機会に発表することとし、今はたゞその結論を記すにとゞめたい。

## 法華經宝塔品の成立地域

野 村 耀 昌

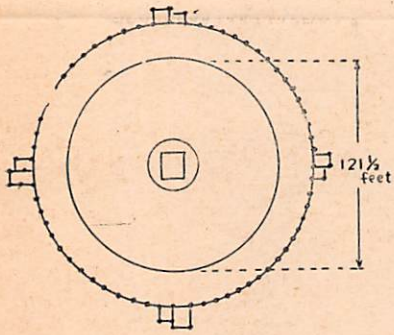
法華經梵本の成立年代については、これが西紀二八六年

に東晋竺法護によつて漢訳されている点が勘考されて、凡そ西紀一—二世紀頃のことであろうとされている。しかるに其の成立地域については従来西北印度方面に非ずやとの単なる憶測を出でない。筆者の所論は、宝塔品の記述を媒体としてこの地域推定について更に一考を加えんとするものである。

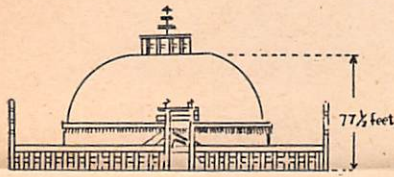
宝塔品には多宝涌現の描写とともに、宝塔建築についての具体的様相が示されている。いわく、①高五百由旬縦高二百五十由旬。②從地涌出。③五千欄楯。④龕室千萬。⑤四面云々。⑥塔戸。⑦宝塔中。すなわち、①は底辺1に対する高さ2の比率をもつ建築物を意味し、②は堀鑿されたものでなく平地に聳立することを、③、④はそれぞれ欄楯並に龕室を附屬せしめていることを、⑤、⑥は建築内部に空洞があり扉を有することを示している。

文学的表現に當つて空想の介入する余地は少くないが、全く見聞するところ無きことを描写表現することは極めて困難である。したがつて、西紀二八六年以前と目される印度古代建築の中に右の諸条項を満足せしむべき類型ありとすれば、その類型の存する地域は尠くとも宝塔品述作の地域と合致する筈である—というのが筆者の見解である。

古代印度建築は大別して三様式に分れ、中において最も



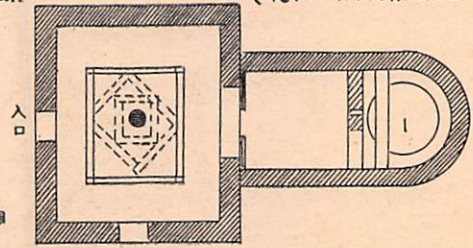
第1圖 覆鉢式 (Sānci) Stūpa



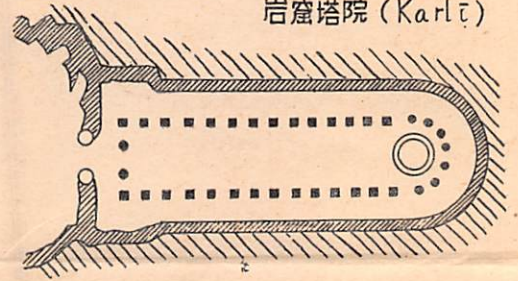
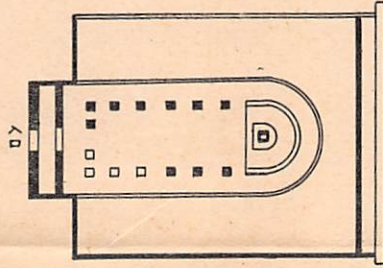
第2圖 塔院式 Cailya Hall

(Tērō Trivikrama 寺)

平地塔院 (Sānci)



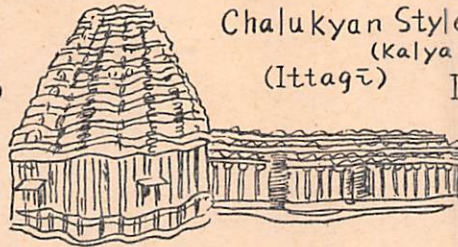
岩窟塔院 (Karlī)



第3圖 重層仏殿式 東印Rath 北印Sikhara. Vimāna



Dravidian Style  
(Māmallapuram)

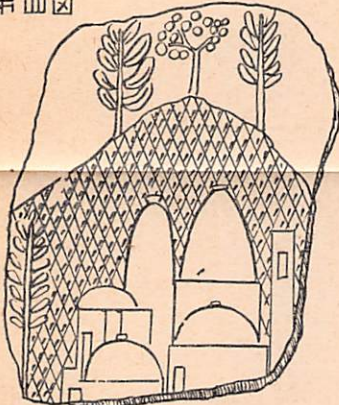


Chalukyan Style  
(Kalya Style)  
(Ittagar)



Indo-Aryan Style  
(Orissa Parasurā-  
mesunn)

第四圖



Palace of Sennacherib  
(Nineveh)

第五圖



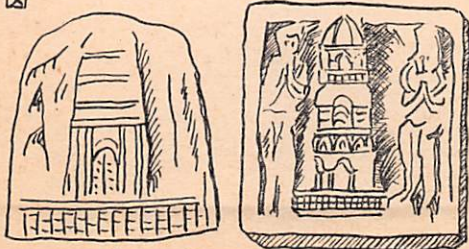
(Sarnath)  
Dhamek Stūpa 佛の塔

第六圖



Bodhagaya plaque (Patna)

第七圖



(Mathura)  
(Two Shrines, Mathura Museum)

第八圖



(Taxila)  
Co. B. C. 2cy



(Gandhara Western Punjab)  
Agathocles's Coin



(Andhra)  
Gotamiputra's  
Coin, A. D. 2cy.

多い類型は第1図並に第2図に示されるものであるが、1は内部に空洞なく塔戸もない。また2は空洞も塔戸も有するが外部より内奥部を見ることが不可能であり(二仏並座を大衆が見ることが出来ない)また四面のプランを有するものなく、これに概当しない。第3図のものは種々の様式に更に分類されており、内部透見の可能なものもあり、また龕室千萬の句に該当するものが多いが、その成立年次は西紀前二八六年よりも下るものとされている。したがって、右の七条項を満足すべき古建築は現在の印度には現存しない。

しかしながら条項①は底辺と高さとの比率を2対1としており、上代にこれを求めるとすれば少くとも重層式建築であることを思わしめる。蓋し塔建築は建築技術の発達に伴って漸次高さの比例を増大するものであり、古代においては底辺の方が高さよりも大であること第1図に見るが如くである故である。

よって第3図の類型の原型が如何なるものかを穿鑿したのが第四図以下である。これらはすべて彫刻断片、または古泉に見られる建築物の図であるが、比較検討の結果は、重層建築の原型はやや遠く北方ニネベ附近より発し、漸次発達するとともに西北印度と經由して、西紀第二世紀には

明らかに南印度に流入を見るに至っていることが判明し、かつ、原初形態においては後代のその如き前殿を欠き、塔扉の存在とともに、これを開くときは外部より容易に透見し得るものなることが重ねて判明した。すなわち、重層仏殿式建築の原初形態は上の七条項中の③五千欄楯を除き総てを満足するものである。

更に五千欄楯の句に示される類型、即ち欄楯の並用を辿って見ると、この類型は印度本土、殊に南印に多く、重層建築の流入経路を逆に辿って北進するに従って稀少となっている。依って筆者は、重層建築の発達過程(2対1、また前殿を持つに至らぬこと)と、四面のプランを有すること、龕室多数を併用すること、欄楯の附属すること等を彼此勘考して、現存する遺構は発見されないとしても、宝塔品の記述に最も近似する原型は第六図の様式であることを結論として判断するのである。しかして筆者の想定するところによれば該様式の成立並びに流布の地域は現在のラホール以北、カラコルム以南の地域でなければならぬ。また、その成立年次もほぼ一〜二世紀に擬し得ると思われる建築類型である。よって冒頭に一言した如く宝塔品述作者の脳裡に何らかの類型ありとする仮定が正鵠を失するものでないとするならば、その述作地もまた単に漠とした広汎

な地域を憶測すべきではなく、更にこれを如上の地域に限定されるべきであると推論するのである。(折込参照)

## 本經聖判に照したる身延無間論並に 日蓮門下宗新旧全教團の墮地獄亡國論

竹 田 日 濶

一、法門可申抄(定四四三)に宜く、人には、尊卑上下の別ありと雖も、親孝行より外に尊きはなし。釈尊は我等が父母也。一切経は父母の孝養を教へたる教経也(取意)云々と。觀本抄の義に宜く、日蓮は教主釈尊の初発心の弟子也云々と。妙密抄の義に宜く、日蓮は、いづれの宗の祖師にも非云々と、然るに我が身延山にては、師匠たり父母たる釈尊を横の小堂へ押し込めて、弟子たり子たる日蓮を中央の大殿堂にて本尊的祖師扱ひしてゐるとは、是れ法花経を根本的に踏みにじりたる。大親不孝の大逆罪にあらずや。

二、又宜く(四四五)本尊仏釈尊は、閻浮第一の賢王、聖師、賢父也。主師親の三徳を備へたる、親父釈尊の仰せを用ひざる人は、天地の中に住むべき者には非ず。此の親不

孝の人の住処をば、譬喩品才三に説いて曰く、若人不信乃至其人命終入阿鼻獄等云々(取意)閻浮第一の親不孝の悪手本たる我が身延山は、是れ無間地獄の実状に非ずして何ぞや。責任者たる法主、管長、宗務総長、宗会議員、大学教授等の五者は、天地宇宙の間を濶歩すべき資格ありや否や?

三、法門可申抄(四五三)の現代訳を案ずれば、本尊と題目とを現在に置き、戒壇だけを未来に延ばすが如き、三秘即時に具足せざる片輪の法門は、三大秘法抄等の如き大偽抄の示す所にして大悪法也。本門戒壇第一の戒師は日蓮其人なるべし。六老僧等の末師の犯すべきものには非ず。戒壇には大小本迹の異りありと雖も、正法たる本門の教主釈尊より、正法たる本門題目の血脉曼荼羅を、授戒せられたる、身延の御草庵は、是れ、日蓮御在世より本門戒壇最初の根本道場であつたのである。曼荼羅は断じて本尊其物ではない本尊仏の御魂であり良葉の五字であり、本門題目其物であるのである。神力別付の儀式として、末法に於て、必ずなければならぬ所の、戒壇道場に於て本門題目授与証たる本門題目の冠曼荼羅は、世々生々に主觀的に頂戴し拳々服膺すべきものであつて、いかに百千萬円をかけた立派な表装の掛軸であっても、必ず棺桶の中へ入れて貰はねば